

Title	伏見院の私家集蒐集とその伝来について
Sub Title	Making a collection of medieval times WAKA personal anthologies in the period of Emperor Fushimi's reign (1287-98)
Author	小川, 剛生(Ogawa, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2013
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.48 (2013.) ,p.183- 212
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	山城喜憲元教授退職記念#挿図, 挿表
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20130000-0183

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伏見院の私家集蒐集とその伝来について

小川 剛 生

一、はじめに―歌書の伝本研究における

室町期公武蒐書の意義

文献批判にとって各時代の書目（目録）が極めて有用であることは言うを俟たない。

もっとも、「目録字」は、漢籍、それも版本を対象とした学問である。彼土では王朝ごとに整備された目録が伝存していることを前提とするからである。正史における藝文志や経籍志の如き現在書目録、あるいは権門や大寺院の蔵書目録の如き、当時存在した書物を網羅的に集めた目録や解題があれば、ある時

代にいかなる本が読まれていたか、かなりの精度をもってつかむことができる。

ところが、わが国ではこのようなことは難しい。九世紀末に編まれた日本国見在書目録は、学問史上の至宝であるが、結局はそれに尽きる。国書については洵に知見に乏しく、僅かに本朝書籍目録が参考となるが、編者や成立年代、書目採択の対象などまだ十分には明らかになつていない¹⁾。また藤原頼長や花園院などは特殊な例外であり、自らの蔵書の情報を書き残してくれる人は極めて乏しかった。禁裏でさえ、蔵書の構成をある程度復原できるようにするのは江戸時代に降る。

和歌は資料に恵まれたジャンルであるが、それでも目録の数

は十分とは言えない。とりわけ、最もヴァラエティに富む家集については情報が乏しい。歌道師範家ですら、目録は極めて乏しく、藤原定家の集目録だけといってもよい⁽²⁾。

もとより歌書の現存書目としては藤原清輔の和歌見在書目録が学問的なもので、体例を日本国見在書目録に倣って八部門に分け、そこでは「家集家」を立てている。また鎌倉末期の成立で、冷泉為相の蔵書を書き上げたとも言われる、私所持和歌草子目録は、十部門百数十点もの歌書が分類掲載され、「家集」の部が設けられている⁽³⁾。家集が歌書の重要な一角と認識されることが分かるが、ところが、前者は「家集家」を含む後半を欠く。これは物理的な理由かも知れないが、後者にも「三十六人⁽⁴⁾ 家集悉在之／諸家集⁽⁵⁾ 百余家有之」⁽⁶⁾とだけあつて、具体的な書目は明らかにしない。これは本朝書籍目録でも同じである。かくして家集については、中世を通じて参照すべき目録がない状態である（最も必要と思われる家集の目録がなぜ作られないのか、これ自体興味深い問題であるが、後述する）。

ここで注目されるのが、室町時代、とくに応仁の乱後の公武の書写活動である。

文明十五年（一四八三）二月一日、室町幕府九代將軍足利義

尚は、私撰和歌集の編纂を始めた。所謂「室町殿打聞」（仮名撰藻鈔）である⁽⁷⁾。公武歌人を寄人に指名し、当初は現存者を対象としたのが、七月二十八日からは故人の和歌も撰入することに改められた。まずは集められた家集・歌合・定数歌その他の資料を寄人が通覧して撰歌、ついで手伝衆が短冊に書き抜いた。寄人である甘露寺親長・中院通秀・三条西実隆の日記―親長卿記・十輪院内府記そして実隆公記とその別記室町第和歌打聞記には、各人が手にした多数の歌書が列挙されている。これを網羅分析した研究によれば、その範囲は実に平安期から室町中期まで長きにわたっていて、たしかに一種の和歌現在書目録に代替する役割を果たしている。

ただし、室町殿打聞は他人の蔵書を借用している。とくに私家集は、主に二つのコレクションを利用していた。まず「自伏見殿所被進之家集、今日終功」（実隆、八月十六日条）とあつて、八月半ばまで伏見宮邦高親王（一四五六―一五三二）より貸与された家集を利用していた。ついで、九月六日には「自東山殿御及紙櫃一合、帖数六十四帖」（実隆）「自東山百六十餘帖家集被進之」（通秀）とあるように、東山に住む父義政所持の家集から撰歌するようになった。

この二つは、質量ともに室町期を代表する、重要な私家集群であると言える。この内容を復原し、遡及してみたい。さきに歴代の室町殿によつて集積されてきた歌書について考察し、足利義政・義尚父子による家集の蒐集に触れた。⁵⁾ 本稿では、伏見宮のコレクションを取り上げる。なお、本稿では多くの私家集の写本について触れるが、その書誌は表Bに一覧してあるので、適宜参照されたい。

二、伏見殿家集目録について

権大納言柳原紀光（一七四七―一八〇〇）編纂の砂巖、第五冊に収められる伏見殿家集目録は、邦高親王より足利義尚へと貸与された家集の目録と考えられる（図版A）。この点、以前に考証したが、⁶⁾ 行論の必要上要点を略述したい。

伏見殿家集目録は、砂巖の丁数で僅かに半丁余、原本は一紙であったと思われる。主として平安期・院政期の私家集六十五点を載せ、集名ではなく歌人名を列挙する。注記はごく簡略で、成立や内容には殆ど及ばないが、一点を除き全て冊子であったよう、複数帖のものにはその旨を記している。表Aに一覧し

A 伏見殿家集目録

（宮内庁書陵部蔵砂巖
（稱・三八五）第五冊）

伏見殿家集中	宗孝親王	信忠卿	雅兼卿	成範卿
親宗卿	定家卿	惟方卿	經成卿	
親隆卿	公時卿	教長卿	輔親卿	
高遠卿	顯季卿	顯倫卿	行宗卿	
重家卿	頼政卿	頼輝卿	季經卿	
經家卿	家隆卿	頼綱卿	實方卿	
道信卿	為頼卿	範永卿	時明卿	
為仲卿	匡衡卿	家經卿	俊頼卿	
志國卿	公重卿	季通卿	輔平卿	
重房卿	經正卿	忠彦卿	在良卿	
隆信卿	黒主	輔相	祐季	
相如	嘉言	長徳	道海	
美孝	兼隆	頼安	好忠	
道成	資隆	惟規	經衡	
國基	千頼	基俊	為信	
長明	廣言	成助	成仲	
親盛				

た。内題は「家集中」、その右肩に「伏見殿」と小字で注し、便宜かく呼ばれてきた。^⑦

とはいえ、伏見宮のいつ頃の、誰の蔵書なのかは不明であり、そのため余り活用されていなかったが、義尚の室町殿打聞のため親長・実隆・通秀の三名が故人の撰歌のため手に取った家集のうち、実に八割以上がこの目録に掲載されているのである。

目録に掲載されていながら、三人の日記に見えない家集は、他の寄人が調べていたのであろう。なお、砂巖の資料的性格からして、三条西家の文書を採訪した際に転写したと思われる、原本の筆者は三条西実隆であった可能性が高い。^⑧この目録はおそらく家集を収める櫃に附属していて、それを写し取ったものである。これによって、中世伏見宮の私家集コレクションの内容が把握できるようになった。

それでは、この私家集群は、いつどのように形成されたものであろうか。通覧してすぐ気づくことは、作者は男性のみで、女房や僧侶の集がないことである。初出勅撰集別にその人数を示すと、古今1・拾遺14・後拾遺12・金葉8・詞花6・千載17・新勅撰3・続古今1・非作者3となり、ほぼ撰関期〜院政期に偏している。

さらに目録の排列を検討すると、冒頭の宗尊親王を例外として、中納言・参議・散位・四位・五六位と、作者の身分階層別に整然と分けられ、各階層内ではほぼ年代順に排列されている。各階層内作者の没年で最も降るのは、それぞれ定家・公時・家隆・隆信・長明となり、新古今時代の歌人が下限である。宗尊だけは「親王」に属し、また生存年代もやや降るので、この櫃にはなんらかの事情で竄入したと見てよい。

家集を作者の身分階層別に分類し、階層内では年代順に排列するという方式は、勅撰和歌集の作者目録に准拠したのであろう。いま例として続古今和歌集目録^{故人}によって示す。

神	帝王	太上天皇	追号天皇	親王	執政	大臣	大納言	
	中納言	参議	散位	四位	五位	六位	不知官品	
大師	僧正	法印	僧都	律師	法橋	凡僧	院宮	内親王
女御	公卿室	三位	庶女(女房)					

枠で囲んだのは伏見殿家集目録が収録する範囲で、ちょうど序列の中間部に相当する。つまり、この目録は、身分別に神・帝王から女房までを分類排列した、私家集の一大コレクション

の一部をなすと考えられる。「家集中」という内題もこのことを意味し、「家集上」や「家集下」もあつたと推定できるが、この時、看聞日記永享八年（一四三六）八月二十八日条が重大な示唆を与える。

御御贈物累代之古双子可進条、如何之由、（正親町三本末等條）三条談合、朗詠

二卷（經信卿筆）累代之本也、可然歟之由談合、而朗詠ハ流布之物也、

宸筆歌双子可然歟之由被指南、仍家集内伏見院宸筆三帖

（春皇集・周防内侍・赤染衛門）取出、表紙等結構者也、累代古本自專、尤雖有

其憚、如此重宝進者可然之間、家集三合之中、撰出了、

稀代の専制君主であつた義教は和歌を好んだため、廷臣諸家は訪問される度に、珍しい歌書を献上するのが常であつた。伏見宮貞成親王（後崇光院）もまた、義教側近として有名な正親町三条実雅の助言を受け、来訪時の引出物として「家集」三合の櫃より、伏見院宸筆の家集三帖を贈つたのであつた。

ここから、室町時代の伏見宮には、「家集」を入れた櫃が、たしかに三合あつたことが確かめられる。

伏見宮は持明院統の歴大な記録・典籍を相続していた。「家集」三合の櫃もそのうちにあつた。まず応永三十二年（一四二五）閏六月、貞成自身による宮家蔵書整理の手控である「法

安寺預置文書目録」の内に「家集上」「家集中」「家集下」の三合が確認できる。さらに遡れば文和三年（一三五四）六月の仙洞御文書目録（光厳上皇の仙洞御所の蔵書目録で、観応擾乱により上皇が不在となつた為に、院庁の関係者が作成した）の「丙御文車」の内にも、「家集上」「家集中」「家集下」と題した「杉櫃」三合が見え、「法安寺預置文書目録」所載のものと同じと判断される。

つまり、この三合の櫃は鎌倉後期までに形成され、光厳上皇から嫡流の伏見宮家に伝わつた、持明院統朝廷の私家集群と結論できる。それは作者階層別に整然と収められ、現在は内容の知られぬ「家集上」は神仏・帝王から大納言まで、「家集下」は官位不明者から僧・女房を対象としていたことになる。おそらく全体で二百点を超えたであろう。中世では有数の私家集コレクションである。

さて、「家集中」の櫃に収められた私家集は、その後も伏見宮にあつて、三条西実隆も借り出して、戦国期までは実を保つたようである。¹⁰一方、「家集上」「家集下」については他に所見がないが、女房の家集などは、右の例のように贈答品として喜ばれたであろうから、早くに分散して、かつてのまとまり

を失っていたのかも知れない。

三、「伏見院本私家集」の形成

これだけの点数の家集は、一体誰の手で集められたのか。

前章に引用した看聞日記の記事には「伏見院宸筆三帖」また「累代の古本自專、尤も其の憚り有り」と雖も、かくの如き重宝進まらするは然るべきの間、家集三合の中より、撰り出だしし「んぬ」とある。伏見院宸筆は当時もすこぶる人気が高かった。

書物にはたしかに贈答品としての機能があり、室町社会をあたかも通貨のようにやりとりされていた。⁽¹⁾この面に注目したとき、家集の意義はおのずと異なってくる。中古のものならばさして大部ではなく、たいてい冊子本一帖なので贈答には好適である。歴代の宸筆に富む伏見宮などは、さしずめ銀行のようなものかも知れない。貞成は家集三合の櫃をまるで伏見院宸筆の供給源のように見ている。実際、「家集中」の櫃に収められていた家集は、もっぱら中古の歌人、降って鎌倉中期までのものであった。家集三合の櫃は、伏見院宸筆ないし院の所持した古写本―少なくともそれを核としていたと考えられよう。

そこで、「伏見殿家集目録」に掲載される六十五点の家集のうち、奥書によって伏見院が書写したとの記載を持つ伝本を探索すると、いくつも見出すことができる。

ただちに思い付くのが俊忠集である。中納言俊忠卿集（宮内庁書陵部蔵、五〇一・三七。いわゆる俊忠集Ⅱ）の奥書を引用する（便宜記号を付した。以下同じ）。

a 弘安九年曆亥冬仲月黄鐘朔日書之、
本俊成卿手跡也、

b 他本哥（中略）永仁元年十二月十一日、以他本校合之次
右哥等書加了、

c 以正応宸翰写之畢、
大永三歲癸未仲春朔日

d 此中納言俊忠集、以伏見殿海房本所写也、
文祿四年仲春六萁

奥書cに「正応宸翰」とある。「正応」とは伏見天皇在位の最初の年号であるが、これは書写年代ではなく、単に伏見院その人を指す用法である。a 弘安九年（一二八六）に俊成筆本を写し、b 七年後の永仁元年（一二九三）に他本、つまり俊忠集Ⅰのみに載る歌を書き入れたのは伏見院であった。その後、上

述の経緯で伏見宮に伝わり、c 大永三年（一五二三）には後に触れるように宮家六代の貞敦親王（一四八八―一五七二）の手で転写された。したがって、少なくともこの間は宸筆本が伏見宮にあったのである。d は後陽成院であらう。御所本そのものは江戸前期の写本であるものの、その体裁や筆跡は祖本の姿、おそらく俊成筆本の姿をとどめているとされた。¹²⁾

弘安九年は伏見院即位の前年である。既に春宮時代の伏見院は、堅い紐帯で結ばれた近臣とともに充実した和歌活動を展開していた。既に歌書の書写や蒐集に手を染めており、即位後も異本と校合して和歌を増補するようなことにも及んだのである。

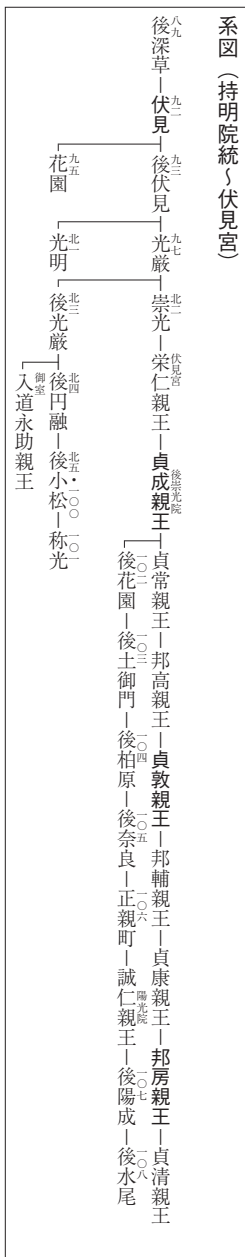
永仁年間、伏見院の宮廷では、このような私家集の蒐集が集中的に行われていたことが推定できる。もとより全てが宸筆という訳ではなく、近臣・女房も動員して書写に当たっていたであらう。その直接的な動機としては、やはり「永仁勅撰企画」が挙げられる。この撰集が、完成には至らなかつたものの、かなりの程度まで進捗したことは種々の徴証がある。そもそも、勅撰集の下令は、私家集の蒐集が前提であつたように思われる。¹³⁾そしてこの時、伏見院みずからが家集を集める必要に駆られていた。まず、当時の持明院統と大覚寺統は御所も所領も近

臣もそれぞれが擁していたが、累代の蔵書のうち、後嵯峨院から後深草院へは日記や政務文書が譲られたものの、「和歌并勅文書」（当筈家集など典籍も含む）は分与されていなかったこと、伏見院自身が認めている。¹⁴⁾こうした家産の分与は、やはり大覚寺統に厚かつたらしい。さらに、撰者に使命された四名の歌人のうち、中心となつて資料を提供すべき二条為世は非協力的であり、撰集への関与を拒んだ（実はこの頃、為世自身も必死に家集を集めていたらしい。この点後述する）。

ところで、天皇周辺で活躍した京極派歌人の家集、源親子（権大納言典侍）・楊梅兼行・従二位為子（藤大納言典侍）の集は、いずれも永仁二年夏頃に編まれたらしい。この三家集については、歌数・排列とも全く共通するが、これは当時しきりに催された内々の内裏歌会などの資料から歌人別の抜書が同時に作られ、撰歌の用に立てられたと見られている。¹⁵⁾そして兼行集・藤大納言典侍集には原本の断簡とおぼしき古筆切が十余枚報告されているが、複数確認される筆跡のうち最も多いのが伏見院の宸筆であるという。現存歌人の家集の編纂と、故人の家集を蒐集することも同じ時期と見るべきであらう。

さらには近年紹介された京極派贈答歌集も永仁五年頃の成立

系図（持明院統く伏見宮）



である。⁽¹⁶⁾これは伏見院・永福門院以下の歌人が、後撰集・和泉式部集・和泉式部統集の詞書をそのまま使って、仮構の贈答歌を新作する試みであった。後撰集あるいは和泉式部集の詞書は、藜の歌の雰囲気をもよく体現するもので、歌人たちは進んでその世界に身を置いて作歌を楽しんだのである。こうした親密な王朝私家集の世界を憧憬するが如き前期京極派の歌壇活動の基盤に、中古以降の私家集を書写蒐集する事業があったと想定しても、不自然ではなからう。

こうして伏見院のイニシアティブの下、撰を一にして製作された私家集の写本群を「伏見院本私家集」と仮称することにした。具体的な考察の対象としては、伏見殿家集目録、すなわち「家集中」に収められていた六十五点となる。

藤原頼通・白河院など、権力者が時の歌人に命じて家集を書写奉獻させることは平安時代よりまみ見られたし、また室町時代中期まで営々と撰び続けられた勅撰集の根幹資料として、歌道師範家も家集の充実に努め管理には気を配った。他にも賀茂重保の寿永百首家集の試みがあり、真親ら反御子左派、二条家の家司といわれる藤原資経、京都西山往生院に住した歌僧承空らも、集中的に私家集を書写している。このようにして集積された家集は、いわば日本文学の根幹をなす資料群として、長きにわたり活用されてきた。歌書はどれもそうであろうが、家集の場合、一定の群を形成して伝えられることが多く、その集積や伝来の過程を明らかにすることは、個々の作品の本文批判に有用であるのみならず、文化史的にも意味がある。以下、

伏見院本について、こうした視点から探ってみたい。

四、「伏見院本私家集」群の伝来

1

伏見宮の蔵書は、中世の天皇家の蔵書をよく伝え、花園天皇宸記や看聞日記を筆頭に貴重な自筆原本が多く含まれることで知られる。大部分が昭和二十年代に宮内庁に寄贈され、現在も書陵部に「伏見宮本」として管理登録されている。^②ところが、そこに中古の私家集は一点しか見えない。少なくとも戦国期には「伏見院本私家集」はまだ相当数があったはずである。どこに消えたのであろうか。

上賀茂神社三手文庫蔵千類集は、江戸前期頃の写本であるが、伏見院宸筆本を写した旨の本奥書がある。千類は種姓も伝記も不詳、一〇世紀末頃の隱遁歌人と見られている。表紙・本文首・本奥書の書影を掲げた（図版B～D）。本奥書には次のようにある。

以 伏見院（宮内省） 正応宸翰如本写之、正本者

遣今河畢、

誰の奥書かは明示されないが、「正応宸翰」という語は、さきに掲げた中納言俊忠卿集の奥書^cにも使われており、同じく貞敦親王が伏見院宸筆本を忠実に写したのではないか。そして正本、つまり伏見院宸筆本は今川某に贈ったというのである。

考証の助けとなるのが、宮内庁書陵部蔵伏見宮本として現存する為家卿続古今和歌集撰進覚書と題される歌字書である。^③藤原為家が続古今集撰進にあたり、勅撰集編纂の故実を嗣子為氏に語ったもので、弘安六年（一二八三）春宮時代の伏見院が入手して書写、その宸筆本を貞敦親王が永正十七年（一五二〇）十一月に転写している。その奥書を掲げる。

本云 弘安六年六月廿五日書写之、

（約六行分空白）

右一卷以正応宸翰卒如本写之、

于時永正十七年十一月廿九日之、

「正応宸翰を以て卒かに本の如く写す」という文言は、千類集の奥書と同一である。よって千類集の奥書も、これらと同じく永正・大永の交、貞敦が記したと見て間違いなからう。すると「今河」とは、駿河守護の今川氏親（一四七一～一五二六）を指すことになる。その室は権大納言中御門宣胤の女で、伝統

文化を重んじた、当時の戦国大名中の傑物である。

戦国時代、朝廷・公家の最も窮乏甚だしい時期、伏見宮も例外ではなかった。今度は文字通りの活計として、今川氏ばかりか各地の大名や武家に家蔵の典籍を贈っていた。¹⁹⁾そこで伏見院宸筆本が喜ばれたことは想像に難くない。こうして「伏見院本私家集」の多くは、江戸時代を迎える前に散逸していったと思われる。それでも、貞敦らによる転写本が何点かは伝わっていないはずである。

2

三手文庫本千穎集は、冊首に「上鴨奉納」「今井似閑」印を捺す、今井似閑（一六五七〜一七二三）が奉納した典籍の一つである。²⁰⁾似閑奉納本といえば、師契沖の手沢本を含むことで著名であるが、この千穎集は、正確な書写年代・旧蔵者は不明ながら、契沖・似閑が日常研究に用いていた本とは明らかに装訂書式を異にし、しかるべき公家の蔵書を転写したものであることを示している。書写態度は謹直であるから、伏見院本の書式をとどめているという期待も抱けよう。他に似閑本のうちでは、資賢集も慶安二年（一六五一）に伏見宮貞清親王の書写させたとおぼしき本を親本としている。²¹⁾

契沖ともつながりの深い、水戸彰考館に仕えた安藤定為（朴翁、一六二九〜一七〇二）は伏見宮の家僕であったし、さらには似閑と三手文庫との縁を取り結んだ賀茂清茂（一六七九〜一七五三）も伏見宮邦永親王の近習で、宮家蔵書を自由に拝借することを許されていた。²²⁾複数の線で伏見宮との関係が確かめられる。

さて、似閑奉納本には、江戸前中期に書写された家集が数多くある。ことに表Bに枠で囲った七集は装訂、表紙、法量、行数などがすべて千穎集と同一であり、同じ環境で同時期に書写されたと考えられる（図版E〜J）。

そのうち、家経・相如・為頼・千穎・親隆の五集が「伏見殿家集目録」にも見え、いずれも一帖として掲載されていた。すなわち、これらは千穎集と同じく、いまだ伏見院宸筆本、ないしは貞敦らの転写本が現存する時期に、一括して書写されたのであろう。安法集は、伏見宮で「家集下」の櫃にあるべきものが、辛うじて残っていたのではないか。親子集は、原本は卷子装であったらしいが、これら京極派歌人の小家集、持明院統から伏見宮に継承された記録文書の目録に見える「人々哥書抜」という名の櫃に収められていたと推定されており、²³⁾

B 千穎集 (三手文庫藏)・表紙



C 千穎集 (同)・第二丁表

春十一
あつしほふかろのやまにやぶゆき
かへ久れあしなつてくさくさ
うらつよほの露平又わく露
あつしほふかろのやまにやぶゆき
かへ久れあしなつてくさくさ
うらつよほの露平又わく露
あつしほふかろのやまにやぶゆき
かへ久れあしなつてくさくさ
うらつよほの露平又わく露
あつしほふかろのやまにやぶゆき
かへ久れあしなつてくさくさ
うらつよほの露平又わく露

D 千穎集 (同)・本奥書

本奥書
以西巻唐紙を中巻く西巻
を合河早

E 安法法師集 (三手文庫藏) 第一〇丁表

それぞんぬりの花をよもぎ
いひ程にたれし人ぞこころ
行むむいひのこころよもぎ
あつしほふかろのやまにやぶゆき
かへ久れあしなつてくさくさ
うらつよほの露平又わく露
あつしほふかろのやまにやぶゆき
かへ久れあしなつてくさくさ
うらつよほの露平又わく露
あつしほふかろのやまにやぶゆき
かへ久れあしなつてくさくさ
うらつよほの露平又わく露

F 権大納言典侍（親子）集（三手文庫蔵）第七丁裏

かハ一ちきふくれよゆりひきまて
 一七しよせゆきりくはな
 一七理ねのあしとのととあなふて
 新まゆゆくれつゆとさき
 永仁二〇丁月廿四日
 一彩亭鷹百山秋
 日とせきありくわんさくたれ
 一七あしきりまうとさく
 永仁二〇丁月廿四日
 多しとれくはなれよゆりあかうと

G 家経朝臣集（三手文庫蔵）第一丁表

家経朝臣集
 殿上人 乞見あつてしつちち共業
 一七あしきりまうとさく
 永仁二〇丁月廿四日
 多しとれくはなれよゆりあかうと

H 親隆集（三手文庫蔵）第六丁表

しんれいしんれい（のなま）つちあつた
 一七あしきりまうとさく
 永仁二〇丁月廿四日
 多しとれくはなれよゆりあかうと

I 為頼朝臣集（三手文庫蔵）第五丁表

あつてしつちち共業
 一七あしきりまうとさく
 永仁二〇丁月廿四日
 多しとれくはなれよゆりあかうと

朱筆集付『拾哀／栄花みはてぬ夢』（似閉筆）

J 藤原相如集 (三手文庫藏) 第五丁表

藤原相如集
 第五丁表
 藤原相如集
 第五丁表
 藤原相如集
 第五丁表

K 賀茂成助集断簡 (徳川美術館蔵手) 鑑一八雲所収

賀茂成助集断簡
 鑑一八雲所収
 賀茂成助集断簡
 鑑一八雲所収

L 国基集 (志音類賀文庫本。日本古典文学影印叢刊。第一四丁表)

国基集
 第一四丁表
 国基集
 第一四丁表

M 玉吟集 (国立歴史民俗博物館) 第一帖・第四五丁裏

玉吟集
 第一帖・第四五丁裏
 玉吟集
 第一帖・第四五丁裏

すると伏見院本私家集と同じ経路を辿って伝来し、ここで規格を揃えて書写されたと考えられる。親子集の伝本は三手文庫本のみしか現存しない。

ところで、安法・家経・為頼・千穎・親隆の五集には、歌頭に勅撰集入集を示す集付が注記されている。いずれも位置は一定で、二行書きの和歌の行間上部である。集付は勅撰集ではすべて続拾遺集を下限とする。つまり「永仁勅撰企画」の直前で終わっているのである。これも伏見院本私家集の性格に合致する（相如集に一つだけ「続後拾遺」の集付があるが、位置が異なるので後筆であろう）。撰歌にあたっては、過去の勅撰集に入集した歌は除外しなくてはならないからである。

以上、三手文庫蔵今井似閑奉納本から窺い見るに、伏見院本は半丁一〇行書き、和歌二行、詞書二字下げ、和歌行間上方に墨で集付を付し、字高は一八〜一九cm、列帖装の四半本であったと推定される。もとより私家集の伝本は多種多様であった筈であるが、一定期間内にまとまった点数が組織的に書写されるとなると、写本の規格がある程度揃えられることも容易に推測されるのである。

五、現存私家集の伝本と伏見院本

1

この他にも、中古・中世の私家集の伝本のうちに、その系統を辿って伏見院本に遡るものが現存するであろうか。「伏見殿家集目録」所載六十五点の家集の伝本を調査してみたい。既に散逸して古筆切しか伝来していなかったり、伝本がごく少なく、中世・近世にも殆ど世に流布しなかったであろう家集がまずは検討の対象となる（表Aの番号を（ ）に注記した）。

伏見院本と関係がありそうな候補として、はじめに賀茂成助集（63）が挙げられる。成助は後拾遺集に二首入集するが、さして注目された歌人ではなく、家集は早くに散逸して、現在互いにツレとなる古筆切が二葉報告されているだけである（図版K）。なお、一つは筆者を後光厳院（一一三三八〜七四）に極める。その書式は、一〇行書、和歌一首二行書、字高は一八cmと伏見院本私家集の特色を完全に満たし、集付の位置も等しい。そして筆跡は伏見院宸筆に近似する。書写年代もたしかに鎌倉後期であり、これこそ伏見院本の断簡と考えてよいのではないか。

つづいて国基集(57)。現存伝本の祖本の位置にある伝二条
為明筆本(志香須賀文庫本)は、鎌倉後期(南北朝)書写、四
半列帖装の古写本で、書式書風、成助集によく通じ、また「続
古」の集付がある(図版し)。

ついで、拾遺集初出の木工頭藤原輔尹(36)もマイナーな歌
人で、その家集は彰考館に江戸中期書写と見られる孤本が蔵さ
れるのみである。その彰考館本は明らかに古写本の忠実な写し
とおぼしく、伏見院本私家集の書式を完全に満たしており、や
はりこれを継承すると考えてよいであろう。

伏見殿家集目録の注記が手がかりとなるケースも僅かながら
ある。親隆集(9)の伝本は先に示した三手文庫本とその転写
である彰考館本・山口県立図書館本のみしか知られない。この
集は久安百首の親隆詠のみであり、異なる内容を持つ家集の存
在も知られないが、伏見殿家集目録に「親隆卿久安御首」とあ
るので、伏見院本との直接的な関係がある^{首許}と見てよいであろう。
やはり伝本稀少で、内容が久安百首のみの季通集(35)につい
ても、伏見殿家集目録に「季通朝臣同親隆卿集」とあるので、同
様の事情が想定できる。

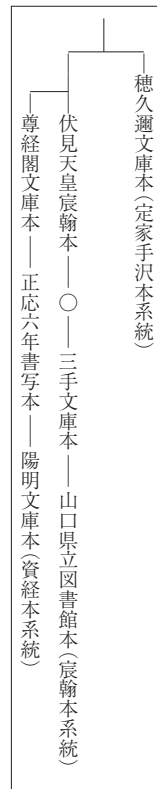
注意すべきは藤原家隆(22)、国立歴史民俗博物館現蔵の玉

吟集五帖である。編者原撰本に最も近い重要な伝本として知ら
れている⁽²⁸⁾。建長六年(一二五四)から翌年にかけての真観・日
孝の本奥書があり、それからまもなくの鎌倉後期、三名による
分担書写と考えられているが、筆者や中世における伝来は詳ら
かではない。霊元院から有栖川宮に譲られた高松宮家伝来禁裏
本に含まれているが、本来禁裏に在った本ではないらしい⁽²⁹⁾。

ところで、伏見殿家集目録には「家隆卿玉吟五帖」とある。
家隆の家集の伝本は多いが、他には五帖(冊)の伝本が一つも
ないこと、また室町期には壬生二品集の名で、あるいは六家集
の一として流布しており、伏見殿家集目録が敢えて「玉吟」と
しているのは、現存歴博本との関係を強く窺わせるものである。
しかも、この本は、每半葉九〜十一行であること以外は、伏見
院本の特徴をよく備えているのである(図版M)。さらには、
勅撰集の集付は「続拾遺」までで終わっている。以上の点から、
この本がやはり永仁頃に伏見天皇周辺で書写され、伏見宮に伝
来した可能性が浮上してくるであろう。

鎌倉後期から南北朝にかけて書写された家集の伝本は多く
存在する。伏見院本私家集の書誌的特色は、家集の写本として
はむしろ標準的とも思えるから、軽々しく同定することは控え

千穎集伝本系統図（注30西山氏ほか編著による）



るべきであろうが、それでもかつての伏見院本ないしその直接の転写本ではないかと疑わせる古写本は相当数に上る。⁽²⁸⁾

今後の考察によつて、「伏見院本私家集」はさらに増えることが予想される。書誌的な特色のほか、持明院統や北朝の院・天皇・親王を伝承筆者とする古写本・古筆切についても広く探索が必要であろう。

2

ここでは、それぞれの家集の本文研究において、伏見院本私家集がどのような位置を占めるかを考えてみたい。

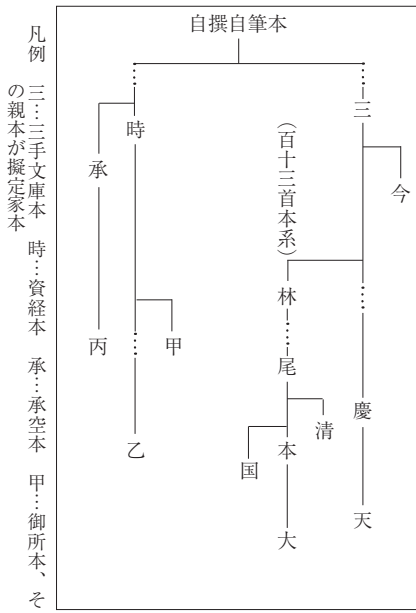
私家集伝本研究のうちで、もとより定家本の存在は極めて大きい。しかし、その後も定家の子孫である御子左家とその周辺では、しきりに私家集の書写が企てられた。これらの彫大な私家集は、現在、筆者ないし書写監督者の名を冠して真観本・資経本・承空本・擬定家本などいくつつかの群に分類されており、

いずれも戦国期になつて冷泉家に入つて来た私家集群である。江戸期に禁裏の蒐書に提供された以外は、余りその存在を知られることがなかったが、冷泉家時雨亭文庫叢書の公刊によつて、家集の伝本系統が複数に分れる場合、こうした私家集群に属する一本が各系統の祖本となつている事実が明らかになってきた。私家集の伝本研究の枠組みは大幅な変更を余儀なくされたが、そうした中でも三手文庫本は、これらとは独立した系統であると評価されることが多い。

再び千穎集を例としたい。その伝本には、三手文庫本のほかに、古写本として定家本（穂久邇文庫蔵）・貞応二年（一二三三）書写の奥書を持つ伝甘露寺資経筆本（尊経閣文庫蔵）が存在する。この本は、奥書が改竄されており、江戸時代に冷泉家外に流出した、正応六年（永仁元、一二九三）書写の所謂資経本であることが明らかにされている。⁽²⁹⁾

西山秀人氏によれば、三系統の本文は、ほぼ同系とみなされる由である^{②③}。つまり定家本を祖本としつつも、微妙な差異が生じているということで、三手文庫本、つまりこの系統図での伏見天皇宸翰本は、独自の異文をかなり有し、他二系統とは対立するという。なお、藤本孝一氏は三手文庫本についても、資經本を転写したものとす。奥書の「以正応宸翰如本写之」の文言については、正応六年の書写奥書のある資經本を写した故に、

安法法師集伝本系統図（注31熊本氏・上林氏ほかの論攷による）



そして資經本私家集が勅撰集撰進によるもので宸筆との伝承があつたとするのがその根拠であるが、上述のごとく「正応宸翰」とは単に伏見院宸筆を指し、かつ貞敦親王が伏見院本を写したことは明らかなので、三手文庫本の本文は資經本とは直接の関係にないのである。尊経閣文庫本を正応六年書写の資經本と訂正すれば、西山氏の整理で問題ない。

また安法法師集は、冷泉家時雨亭文庫に資經本・承空本・擬定家本の三種が揃っており、克明な校本も作成されている^④。究極的には定家本を根源とすることになるが、それでも三手文庫本の本文は、少なくとも資經本とは明らかに別系統であり、かつ中世に遡り得るものであることが立証されている。

家経朝臣集^⑤、為頼朝臣集^⑥についても、真観本・資經本が紹介され、それぞれ御所本の親本であることが指摘されているが、三手文庫本はやはり直接の書写関係にはない。

以上のように、伏見院本は本文的に見ても、資經本・承空本・擬定家本などに対し独立的である。しかしながら、伏見院本と資經本は実は全く同時期に書写されていて、書目も多く重複している。現在四〇点以上が紹介されている資經本私家集は、奥書では正応五年〜永仁四年（一二九六）の四年間に、集中的に

書写されている。資経は家系伝記等未詳であるが、六位の侍品出身らしく、二条家の家司で、鷹司家の下家司ないし侍を兼ねていたと推定されている人物である⁽³⁾。資経の筆、ないしその監督にかかる故に資経本と称するが、その規格は、影印本の解題によれば、法量はほぼ二二×一五cm、本文は一〇行書、和歌一首二行書き、いまだ表紙を懸けない列帖装である。これは推定される伏見院本私家集の姿と酷似しており、いよいよ無関係とは言えないようにも思える。

冷泉家時雨亭文庫蔵承空本小野小町集⁽⁵⁾は、第一類本に属する百二十五首、建長六年（一二五四）七月に某（真観か）が校合した系統の本である⁽³⁶⁾。この本は他の承空本と同様、資経本を親本とする。その奥書は、

- (a) 建長六年七月廿日重校合于九条三位入道本了、彼本哥六十九首云々、顕家三位自筆本也、安元二年十一月八日云々、
(b) 正応五年十二月九日令侍中詹事丞^{成尚}書之即令校了、

藤原資経

- (c) 永仁五年三月十五日於西山房書写了 承空

とある。(b)によって、おそらくは真観本を親本とし、正応五年、資経が高階成尚に書写校合せたことが分かる。これは資経本

私家集としては最初期に書写されたものである。他集の奥書には実際の筆者について明記されないが、多く同様であったと考えられている。成尚は宗成の子で、父と同じく二条為世の門弟であったが、ここにある通り伏見天皇在位中の六位藏人であり、春宮進を兼ねていた⁽³⁷⁾。六位藏人は禁中のさまざまな雑事に当たるので、典籍の書写などにも活躍したことであろう。このように伏見院と二条家（資経）との事業の両方に関与する人物がいたことは注意されるであろう。

同時期に複数のグループが、似たような構成の歌書の蒐集をすることは、事例がない訳ではない。たとえば、時代は降るものの、たとえば文明年間（一四六九〜八七）の後土御門天皇と足利義政は、競争のように歌書の写本を作成し⁽³⁸⁾、三条西実隆の如きは禁裏と幕府の両方に書写者として従事していた。これは天皇と将軍とが、十年近く室町殿に同居をしたという特殊な事情も働いているが、互いに刺激を受けつつ、時には共通の親本をもとにして、不足する本を補充するような状況があったのではないか。

ともあれ、十三世紀末の十年間が、私家集の伝来の上で、きわめて充実した期間であったことは疑い得ないようである。す

ると伏見院本・資経本、その祖本を何に求めたのが課題となるであろう。これには容易に答えが出るとも思えず、個別の伝本研究を積み上げていくよりほかないが、見通しだけを述べれば、伏見院本は、定家本を祖本とするものはむしろ少なく、真観本・六条家本その他を写すことが多かったように思える。この傾向は資経本も同じであるらしい。二条家が冷泉為相と対立していたため、為相の相伝していた定家本を利用できなかったとも考えられるが、そもそも当時、京都で流布していた利用しやすかったのが真観本であったゆえであろう。

資経本の書写活動は正応五年から確認されるが、永仁元・二年に最も活性化し、二十三集がこの両年に書写されている。元年八月二十七日の永仁勅撰企画が刺激を与えたと考えてよい。周知の如く、二条家と為相との間では家記文書をめぐる相論が続いており、弘安年間には文書の櫃十七合を返還するよう亀山院の院宣が下ったが、⁽³⁸⁾為世にしてみれば完全な解決には程遠かった。その為相が二年四月には撰者を望んでいる。⁽⁴⁰⁾伏見院も為世に冷淡であり、京極為兼は為相の肩を持つていたから、⁽⁴¹⁾遂に翌三年二月、為世はたまりかねて抗議の申文を提出している。⁽⁴²⁾訴訟が解決されなければ、撰集には協力しない、と。実は資経本

私家集の書写は、奥書で見る限り三年中には全く確認されないのである。僅かに四年三月に恵慶集が書写されたのみで、事實上、元年と二年で終結している。現存資料のみで結論を出すことは慎重にならなければならないが、永仁勅撰企画が、持明院統・二条家などに私家集蒐集を促す一方で、その空中分解がまた事業を中断させたのではないか。

六、おわりに

本稿では「伏見殿家集目録」を手がかりにして、鎌倉後期に形成された伏見院本私家集の構成を復原し、その痕跡を現存私家集伝本や古筆切のうちに探った。中古・中世の家集の本文について考える時に一助となれば幸いである。

改めて浮上して来るのは、伏見天皇治世の文化史的な業績である。十数年にわたる在位は、必ずしも平穩という訳ではなかったが、政治的には公家政権の政務機構の改革―記録所の振興があり、また文学的には京極派和歌の勃興・永仁勅撰企画と、鎌倉時代を通じて注目すべき成果を上げた。それはともに蹉跎を経験した訳であるが、具体的な成果として私家集の蒐集があ

り、持明院統・伏見宮へと継承されていたことは、最大の遺産と言い得よう。さらには、こうした動きは歌書の領域にとどまっていたとは考えにくい。本朝書籍目録も、おそらくこの治世に於いて成立したと考えられる^⑤。現存する国書を網羅的に集成し、分類する試みに、朝廷の関与があったことは、むしろ当然と言えるかも知れない。

附記 所蔵典籍の閲覧調査、ならびに図版掲載の許可を賜った賀茂別雷神社・宮内庁書陵部・国立歴史民俗博物館・徳川美術館に篤く御礼申し上げます。

註

- (1) 和田英松『本朝書籍目録考証』(明治書院 昭11) 参照。
- (2) 『冷泉家時雨亭叢書14 平安私家集 一』(朝日新聞社 平5) 『集目録』解題(片桐洋一氏執筆)。
- (3) 『冷泉家時雨亭叢書40 中世歌学集・書目集』(朝日新聞社 平7) 『私所持和歌草子目録』解題(赤瀬信吾氏執筆)。
- (4) 先行研究として、岩橋小彌太『足利義尚の和歌選集』(歴史と地理17・2・4 大15・2・4)、芳賀幸四郎『東山

文化の研究』(河出書房 昭20。↓『芳賀幸四郎歴史論集』I II 思文閣出版 昭56)、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町前期』(風間書房 昭36。改訂新版 昭59)がある。

- (5) 拙稿『足利義尚の私家集蒐集とその伝来について』(和歌文学研究106 平25・6)。

- (6) 拙稿『私家集の蒐集と伝来―砂巖所収「伏見殿家集目録」をめぐる問題』(武蔵野文学57 平21・12)、「禁裏・宮家の蔵書―砂巖所収「伏見殿家集目録」をめぐる問題」国文学研究資料館編『古典籍研究ガイドランス 王朝文学を読むために』(笠間書院 平24)。

- (7) 早く橋本不美男氏・井上宗雄氏・福田秀一氏『砂巖目録(翻刻と略注)』(和歌文学研究11 昭36・5)に翻刻される。また宮内庁書陵部編『砂巖』(図書寮叢刊 明治書院 平6)参照。
- (8) 是沢恭三『柳原紀光の諸家記録探求に就て』(国史学45 昭17・10) 参照。
- (9) 柴田光彦氏『翻刻「続古今和歌集目録」』(国文学研究41 昭44・12)による。
- (10) 実隆公記永正十七年(一五二〇)四月八日条に「散木集

基俊集・道信朝臣集返上伏見殿」とある。いずれも伏見殿家集目録に見える。

- (11) 前田雅之氏「書物と権力論序説―「下賜」・「進上」／献上」の文化」（国文学研究148 平18・3）、桜井英治氏「贈与の歴史学 儀礼と経済のあいだ」（中公新書 中央公論新社 平24）参照。

- (12) 久保木哲夫氏「『俊忠集』の伝来」（国文学論考30 平6・3）参照。

- (13) 冷泉家時雨亭文庫蔵、文和三年（一二三四）十二月十四日、日後光厳天皇宸翰書状に、「家集内々令用意者、如後拾遺例、自然可出来候歟」とある。勅撰撰者の地位を熱望する冷泉為秀に対し、天皇は、いまは乱世で勅撰集を企画できるような時勢ではない、としつつも、家集を内々に準備しておくけば、後拾遺のように、（下命者がさほど関与しなくとも）自然と成立するであろう、と論じた。後拾遺は藤原通俊の編んだ打聞を事後に勅撰集としたとの説に基づくが、「家集を用意すれば何とか勅撰集ができるだろう」という考えが注意される。引用は『冷泉家時雨亭叢書51 冷泉家古文書』（朝日新聞社 平5）による。

- (14) 東山御文庫蔵伏見天皇御事書（勅封一〇一・一・一・二、一通）のうちに「一、先院勅語云、和歌并鞠文書可進（後醍醐天皇）禁裏、諸家記録可進新院、（後深草院）（下略）」と見える。

- (15) 岩佐美代子氏「親子・兼行・為子集について」（国語と国文学52 10 昭50・1。↓『京極派和歌の研究』笠間書院 昭62）、別府節子氏「松木切の考察」（出光美術館研究紀要3 平9・9）など参照。

- (16) 久保木秀夫氏「伝後伏見院筆歌集残簡―京極派歌人の贈答歌集」（国文学研究資料館紀要27 平13・3 ↓『中古中世散佚歌集研究』青簡舎 平21）参照。

- (17) 小倉慈司氏「宮内庁書陵部所蔵伏見宮本目録」田島公氏編『禁裏・公家文庫研究』第三輯（思文閣出版 平21）参照。

- (18) 福田秀一氏「中世勅撰集関係二資料―「為家卿統古今和歌集撰進覚書」と「越部禪尼消息」の一伝本」大久保正編『国文学未翻刻資料集』桜楓社 昭56。↓『中世和歌史の研究 続編』私家版 平19）参照。

- (19) たとえば、貞敦は後北条氏には貫之集を贈り、黄金十両を得ている。貞敦親王御記天文十一年（一五四二）正月十日条に「先度北条新九郎（新九郎）、康二御書并貫之集自筆下賜、御

返報申入、黄金拾両進上」とある。なお、この貫之集は伏見院本ではなく、伏見宮の「古筆櫃一合」のうちに伝えられていた三巻の伝自筆本のことであろう（実隆公記延徳二年閏八月十五日条）。

(20) 彌富秋村「加茂の文庫と今井似閑」（國學院雜誌16-4

明43・4）、谷省吾氏・金土重順氏編集「賀茂別雷神社

三手文庫今井似閑書籍奉納目録』（神道書目叢刊2 皇學

館大学神道研究所 昭59）、山本宗尚氏「三手文庫の書籍

に関する覚書」（京都産業大学日本文化研究所紀要17 平

24・3）など参照。

(21) 資賢集は、その本奥書に「以冷泉中将為景之本詠春正写（山本カ）

之／慶安貳年仲秋上旬（花押写）」とあり（図版N）、

某が慶安二年（一六四九）、下冷泉為景の本を写させた、

その転写本と分かる。やはり江戸前期の写本である。これ

と同じ花押が、宮内庁書陵部蔵伏見宮本にただ一つ残る中

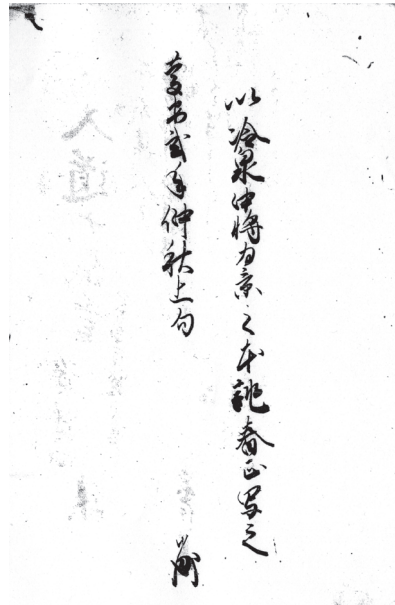
古の私家集、小馬命婦集の奥書にも見える（図版O）。こ

こから資賢集も伏見宮本を転写した本と推定することがで

きる。小馬命婦集の奥書は以下の通りである。

後拾遺作者小馬命婦別人也 （鈔已下自書注之）

N 入道大納言資賢集（三手文庫 蔵申二六）奥書



建長五年七月十四日書写之 戸部本也

校了

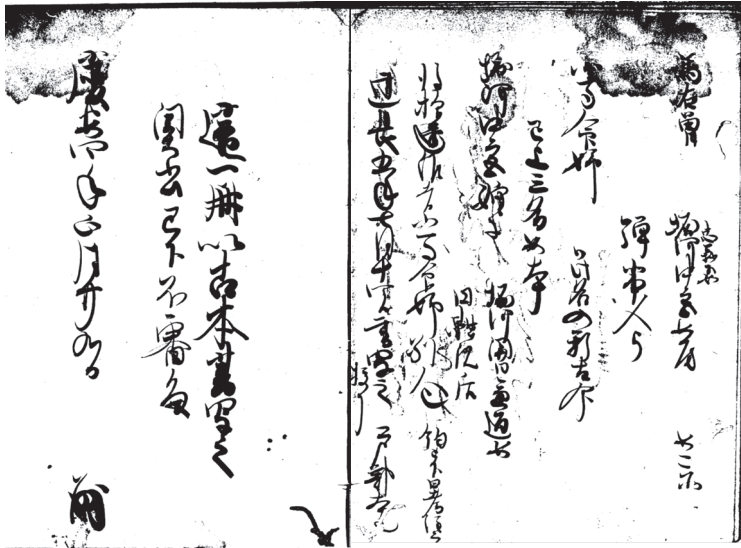
這一冊以古本書写之

奥書已下不審多

慶安四年正月廿九日

（花押）

花押の主は不明であるが、伏見宮に残っていた「古本」を親本として、資賢集書写の二年後、慶長四年、こちらから自ら転写した訳である。おそらくは伏見宮十代、貞清親王



(一五九六―一六五四)の所為であろう。その親本は建長五年(一二五三)、藤原為家の本を日孝が書写した本であったことも判明する(この本奥書は、これまで正しく読まれていなかったが、実は真観本私家集の奥書によく登場する日孝のものであった)。

(22) 児玉幸多氏「賀茂清茂伝」(歴史地理70・6 昭12・12)参照。

(23) 注15前掲岩佐氏論攷による。

(24) 久保木哲夫氏「伝後光厳院宸筆断簡と賀茂成助」(国文学論考7 昭50・3。↓『平安時代私家集の研究』笠間書院 昭60)、久保木秀夫氏「国文学研究資料館蔵古筆手鑑2点の紹介 その1」(国文研ニュース19 平22・4)参照。

(25) 伏見殿家集目録に載る私家集の伝本で、「伏見院本私家集」の書誌的特徴に近い古筆切としては、他に惟方集・宗尊親王集がある。

(26) 久保田淳氏編『藤原家隆集とその研究』(三弥井書店

昭43)、『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書 文学篇第八卷私家集2』(臨川書店 平13)「玉吟集」解題(中村文氏執筆)参照。

(27) 大東急記念文庫蔵禁裏御蔵書目録などの書目によれば、室町末期から江戸初期の禁裏にあったのは、三帖の「家隆卿集」であった。「玉吟集」の名は他には見えない。

(28) 伏見殿家集目録に載る私家集の伝本で、「伏見院本私家集」の書誌的特徴をよく満たすものを列挙すると、尊経閣文庫蔵中納言親宗集（伝近衛家基筆。二三・七×一五・五cm）、陽明文庫蔵源兼澄集（伝懽子内親王筆。二一・六×一六・四cm）、これらの古写本は、いずれも伝来が不明であるものの、鎌倉後期の人物を伝承筆者にしている。特に親宗集は孤本である。

(29) 藤本孝一氏「藤原資経本『千穎集』の書誌的研究―伝本を中心として―」古代中世文学論考刊行会編『古代中世文学論考 第三輯』（新典社 平11）参照。

(30) 西山秀人氏ほか編『千穎集全釈』（私家集全釈叢書19 風間書房 平9）。

(31) 熊本守雄氏ほか「校本『安法法師集』」（尾道大学芸術文化学部紀要 9 平22・3）、上林尚子氏ほか「校本『安法法師集』―伝系系譜に関わる考察」（尾道大学日本文学論叢 5 平21・12）。

(32) 『冷泉家時雨亭叢書80 平安私家集 十二』（朝日新聞社 平20）「家経朝臣集^{真観本}」解題（田中登氏執筆）。「再び真観本私家集について」。千葉義孝氏「藤原家経朝臣集」の伝本に関する研究」（短大論叢 73 昭60・2。↓「後拾遺時代歌人の研究」勉誠社 平3）参照。

(33) 『冷泉家時雨亭叢書63 平安私家集 十二』（朝日新聞社 平19）「為頼朝臣集」解題（田中登氏執筆）。家経集・為頼集ともに三手文庫本の本文は真観本により近いことが察せられる。

(34) 『冷泉家時雨亭叢書81 冷泉家歌書紙背文書 上』（朝日新聞社 平18）「万葉集抄 紙背」解題（田中倫子氏執筆）、藤本氏「本を千年つたえる 冷泉家蔵書の文化史」（朝日選書 朝日新聞出版 平22）参照。

(35) 『冷泉家時雨亭叢書71 承空本私家集下』（朝日新聞社 平19）「小野小町集」解題（田中登氏執筆）参照。

(36) 福田秀一氏「鎌倉中期反御子左派の古典研究」（成城文芸 39 昭40・5。↓「中世和歌史の研究」角川書店 昭47）参照。

(37) 父宗成撰の遺塵和歌集に十六首入集する。同集・雑・二

四九により、永仁五年に早世したことが分かる。また実躬卿記に六位藏人としての働きが散見する。

(38) 注5前掲拙稿参照。

(39) 冷泉家時雨亭文庫藏、永仁二年八月二日二条為世書状案に、「抑日記文書等事、弘安御沙汰之時、任理致亡父入道預聖断畢、仍文書十七合、文治建久家記所召賜也」とある。

これによればこの時返却されたのは、主に文治・建久年間の明月記であつて、家集などは含まれていなかったと考えられる。引用は注13前掲『冷泉家古文書』による。

(40) 高松宮旧藏御手鑑の内、永仁二年四月三日為相目筆申状。『御手鑑 高松宮御藏』（日本古典文学会 昭55）による。

(41) 高松宮旧藏御手鑑の内、永仁二年五月二十七日為兼自筆書状。引用は注40と同じ。

(42) 大阪青山短期大学蔵永仁三年二月一日為世奏状。引用は『大阪青山短期大学所蔵品図録』第一輯（思文閣出版 平4）による。

(43) 本朝書籍目録の伝本のうち有注本には以下のような奥書がある（便宜記号A～Cを付ける）。

A 以仁和寺宮本書之、普広院被尋之時注文云云

B 此抄入道大納言実冬卿密々所借賜之本也
C 永仁二年八月四日書写之 師名在判

A～Cの内容・年代、互いに整合性がとれず、撰者の問題ともあいまって難解であつたが、久保木秀夫氏「本朝書籍目録」再考（中世文学57 平24・6）が伝本調査の結果、新たな解釈を示した。その骨子は、C・B・Aと読むべきではないか、というものである。

これを受けて、Bの「借賜」の語義についても再考したい。これまでは実冬が目録を誰かから借りて、奥書を記した某に賜つたと解釈されてきたが、「借」は「貸」と通用する。実際、記録の「借賜」の用例からは、玉葉文治二年（一一八六）七月二十一日条「春日使借賜馬一疋」（春日社奉幣使に馬一匹を貸し与えた）、明月記寛喜二年（一一三〇）十一月二十五日条「新大将御宮之間、女院御領可借賜之由被申」（新任の大將が物入りなので、女院の莊園を一時的に貸し与えて下さるようお願いした）、吉田家日次記応永九（一一四〇二）年十月四日条「若求出者、必可借賜之旨被示了」（もし探し出したら、必ず貸して下さると示された）の如く、いずれも単に持ち主が自分の持ち物を記主に

貸し与えた、と明確に判断できる。よって奥書Bは実冬が貸してくれた、というだけで、「又貸し」というような解釈は採る必要はない。

奥書CとBの間は時間的に離れず、嘉元元年（一一三〇）に没した実冬の生前と見られる。死後ならば「故大納言入道」か、あるいは単に「実冬卿」と表記されるであろう。

さて、Aの「普広院」は足利義教である。義教は典籍の蒐集に熱心であり、仁和寺の蔵書も徴したことが確かめられる（注5前掲拙稿）。これはそのことを指す。その時、義教はこの目録を参照したのだという。仁和寺でも本朝書籍目録に掲載されるものは備えるようにしていたのである。この事情を知っている某人が、書写にあたり、このことを記したのがAとなる。

以上の考察から、伝来は、永仁二年（一一九四）に師名が書写（↓実冬が入手か書写↓）某が実冬から借りて奥書を記す：仁和寺に入る、という順になる。

Cはこの目録の成立を示すか、成立に極めて近いと思われる。中原師名は著名な人物ではないが、伏見天皇の治世はじめ権少外記に任じられた（兼仲卿記正応元年八月二十

五日程）。親政時に雑訴を審議する記録所の構成員であったと考えられる。彼らは天皇家財産の管理にも当たった。記録所は院政時には文殿となるが、後白河院による蓮華王院宝蔵の蔵書整理は、文殿衆十余人、つまり中原氏の人々がその事に当たり、目録も編纂したようである（吉記承安四年八月十三日程）。永仁頃も中原氏の人々がその事に当たっていた筈である。久保木氏によれば、本朝書籍目録には中原氏関係者の著作が目につく、という。すると、正応永仁の頃、伏見天皇が積極的に書物を集めたことに、本朝書籍目録の成立の動機を求められるか。この目録は、記録所の構成員が、当時天皇家に伝わる書目を書き上げたか、あるいは新たに文庫に備えるために作った目録ではないか、と推定できる。

表B 本文中言及の私家集伝本の書誌

伏見殿 家集目 録No. ^{*1}	書名	所蔵者・整理番号	書誌
	安法法師集	三手文庫 (申・206)	列帖装1帖、江戸前期写、紺色無地原表紙、23.6×17.5、10行書、字高19.0、一首2行、詞書2字下げ、料紙斐紙、墨付23丁、遊紙後1枚、墨集付(新古)
	権大納言典侍集	三手文庫 (申・207)	列帖装1帖、江戸前期写、紺色無地原表紙、23.7×17.2、10行書、字高19.0、一首2行、詞書1字題2字下げ、料紙斐紙、墨付8丁
31	家経朝臣集	三手文庫 (申・208)	列帖装1帖、江戸前期写、紺色無地原表紙、23.5×17.4、10行書(9才～10才は7行=頼基集の竄入)、字高18.5、一首2行、詞書2字下げ、墨付19丁、墨集付(詞・新古・後拾・金)
9	親隆集	三手文庫 (申・209)	列帖装1帖、江戸前期写、紺色無地原表紙、23.6×17.4、10行書、字高19.5、一首2行、題2字下げ、料紙斐紙、墨付12丁、墨集付(千載・千・詞)
26	為頼朝臣集	三手文庫 (申・210)	列帖装1帖、江戸前期写、紺色無地原表紙、23.7×17.2、10行書、字高19.0、一首2行、詞書2字下げ、料紙斐紙、墨付17丁、遊紙前1枚、墨集付(後拾・新古・拾遺・千載・続後)
45	藤原相如集	三手文庫 (申・211)	列帖装1帖、江戸前期写、紺色無地原表紙、23.7×17.3、10行書、字高19.5、一首2行、詞書2字下げ、料紙斐紙、墨付13丁、墨集付(詞・続後拾) ^{*2}
58	千穎集	三手文庫 (申・212)	列帖装1帖、江戸前期写、紺色無地原表紙、23.8×17.2、10行書、序8行、字高19.5、一首2行、詞書2字下げ、料紙斐紙、墨付14丁
2	中納言俊忠卿集	宮内庁書陵部 (501.37)	列帖装1帖、江戸前期写、紺地蓮華唐草文銀糸織出綴子原表紙、23.7×17.6、7行書、字高18.5、一首3行、詞書2字下げ、料紙は斐紙(具引き)、墨付19丁、遊紙前1枚後2枚、墨集付(新勅・金・続拾)
	小馬命婦集	宮内庁書陵部 (伏・145)	列帖装1帖、慶安四年写、薄茶色原表紙、19.0×14.0、7～9行書、字高15.0、一首2行、詞書1字下げ、料紙は斐紙、墨付17丁、遊紙前1枚。
22	玉吟集	国立歴史民俗博物館 (H-600-1612)	列帖装5帖、鎌倉後期写、後補青色表紙、23.5×16.0、9～11行書、字高19～21、料紙は斐紙、墨付全423丁、墨集付(～続拾遺)。

* 1 伏見殿家集目録に掲載の家集は表Aの通り番号を載せた。

* 2 「続後拾」のみ歌頭右肩にあり。

46	嘉言		六位対馬守	拾遺	寛弘6頃	江戸期写の三本のみ。	親
47	長能	2帖	五位伊賀守	拾遺	寛弘6頃	現存伝本は全て一冊、「二帖」は流布本と異本を指すか。	実親
48	道濟		五位筑後守	拾遺	寛仁3	時雨亭文庫に擬定家本(鎌倉末期写)あり。	通
49	義孝		五位右少将	拾遺	天延2(21)	時雨亭文庫に共紙表紙本・承空本・擬定家本、九州大学附属図書館細川文庫に南北朝期写本あり。	通
50	兼澄	3帖	五位加賀介	拾遺	長保頃	時雨亭文庫に定家本あり。陽明文庫に伝権子内親王筆本あり、知家本所載歌を後補。	実通
51	頼実		五位	後拾遺	長久5(30)	三手文庫本ほか江戸期写本のみ。	親
52	好忠		六位丹後掾	拾遺	長保頃	時雨亭文庫に定家外題本・資経本・承空本、天理図書館に伝為氏筆本、書陵部に伝為相筆本あり。	
53	道成		四位備前守	後拾遺	長元9	時雨亭文庫に定家外題本、ほか伝定家筆断簡あり。	実
54	資隆		四位肥前守	千載	治承頃	時雨亭文庫に真観本(寿永百首家集)あり。	
55	惟規	2帖	五位	後拾遺	寛弘8	江戸期写の御所本と高松宮本のみ。伝為藤筆断簡あり。	実通
56	経衡		五位大和守	後拾遺	延久4(68)	御所本は伝家隆筆本の模写。	実
57	国基		五位住吉神主	後拾遺	康和4(80)	志香須賀文庫に伝二条為明筆本あり。	通
58	千穎					穂久邇文庫に定家筆本、尊経閣に資経本あり。	親
59	基俊		五位左衛門佐	金葉	永治2(83)	徳川美術館に定家本、時雨亭文庫に承空本あり。	
60	為信		[従四位下右少将]		寛弘頃	時雨亭文庫に資経本・承空本あり。	
61	長明		五位	千載	建保4(62)	時雨亭文庫に真観本(寿永百首家集)あり。	
62	広言		五位筑後守	千載	文治頃	時雨亭文庫に真観本(寿永百首家集)あり。	実
63	成助		五位	後拾遺	永保2(49)	古筆切二葉のみ存。	実
64	成仲		四位	詞花	建久2(93)	穂久邇文庫に伝二条為氏筆本、時雨亭文庫に真観本(寿永百首家集)断簡あり。	
65	親盛		五位大和守	千載	建久頃	彰考館本と島原松平文庫本のみ。	実

実=実隆公記(室町第和歌打聞記)、親=親長卿記、通=十輪院内府記(通秀公記)

21	経家		正三位	千載	承元 3 (61)	完本は江戸中期写の御所本と歴博高松宮本のみ。	
22	家隆	5帖	従二位	千載	嘉禎 3 (80)	歴博高松宮本に鎌倉後期写本、書陵部に鎌倉期写本あり。	
23	顕綱		四位讃岐守	後拾遺	康和 5 (75)	時雨亭文庫に真観本・資経本・承空本・擬定家本あり。野村美術館に定家本あり。	通
24	実方		四位左中將	拾遺	長徳 4	時雨亭文庫に枳形本・色紙本・為家本・素寂本・資経本・承空本、天理図書館に伝定家筆本あり。	
25	道信		四位左中將	拾遺	正暦 5	時雨亭文庫に二本あり。	実通
26	為頼		従四位太皇太后宮大進	拾遺	長徳 2	時雨亭文庫に真観本(零本)、他に資経本断簡数葉あり。完本は三手文庫本ほか、江戸期写本のみ。	実
27	範永		四位撰津守	後拾遺	延久頃	時雨亭文庫に真観本・承空本あり。	実
28	時明		[皇太后宮大進]		長徳頃	時雨亭文庫に飛雲料紙本(院政期写)・資経本断簡二葉・承空本あり。	通
29	為仲		四位太皇太后宮亮	後拾遺	応徳 2	時雨亭文庫に枳形本・真観本、尊経閣に伝家隆筆本あり。	実
30	匡衡		四位式部大輔	後拾遺	長和元 (61)	時雨亭文庫に真観本あり。	実通
31	家経		四位式部大輔	後拾遺	天喜 6 (67)	時雨亭文庫に真観本・資経本・承空本あり。	
32	俊頼	4帖	四位木工頭	金葉	大治 4	「四帖」は散木奇歌集か、伝本多数。	
33	忠盛		四位刑部卿	金葉	仁平 3 (58)	伝本やや多し、江戸期写本のみ。	
34	公重		四位少將	詞花	治承頃	江戸前期写の佐佐木信綱本・谷山茂本のみ存。	通
35	季通		四位備後守	詞花	長寛元	彰考館本、松平文庫本のみ。	通
36	輔尹		四位木工頭	拾遺	寛仁頃	彰考館本のみ。	通
37	有房		四位左中將	新勅撰	養和以後	時雨亭文庫に真観本(寿永百首家集)あり。	通
38	経正		四位但馬守	新勅撰	元暦元	時雨亭文庫に真観本(寿永百首家集)あり。他にその転写の御所本のみ。	実
39	忠度		四位薩摩守	千載	元暦元 (41)	時雨亭文庫に真観本(寿永百首家集)あり。伝本頗る多し。	通
40	在良		四位撰津守	新勅撰	保安 2 (81)	時雨亭文庫に真観本あり。	実
41	隆信	3帖	四位	千載	元久元 (64)	時雨亭文庫に真観本(寿永百首家集)あり。	通
42	黒主		六位	古今	延喜頃		親
43	輔相		六位	拾遺	天暦頃	時雨亭文庫に定家筆内外題本、他にその転写の御所本のみ。	実
44	祐拳		五位駿河守	拾遺	長保頃		実
45	相如		五位出雲守	詞花	長徳元	江戸期写の数本のみ。	通

表 A 伏見殿家集目録（家集中）一覧

No.	集名	帖卷	官位（勅撰作者部類による）	初出勅撰集	没年（享年）	備考・主要な伝本（特に時雨亭文庫蔵私家集群における有無を記した）散逸と考えられるものは空欄。	室町殿打聞記録の所見
1	宗尊		一品中務卿征夷大將軍	続古今	文永 11 (33)	現存の四集と同定できないが、他に散逸家集数種の古筆切複数伝わる。	
2	俊忠		従二位中納言	金葉	保安 4 (51)	時雨亭文庫に真観本あり。御所本 (501.37) は伏見宮本の転写本の系統。	
3	雅兼		正二位中納言	金葉	康治 2 (65)	時雨亭文庫に定家外題本「源礼部納言集」、書陵部に鎌倉末期写本 (509.43) あり。	実
4	成範		正二位中納言	千載	文治 3 (53)		実
5	親宗		従二位中納言	千載	正治元 (56)	尊経閣文庫蔵伝近衛家基基本のみ。	実
6	定家		正二位中納言	千載	仁治 2 (80)	拾遺愚草か。	
7	惟方		従三位参議	千載	建仁元頃	真観本と、その転写の御所本のみ。伝伏見院筆古筆切数葉あり。	通
8	経盛		正二位参議	千載	文治元 (62)	江戸後期写の三本のみ。	
9	親隆		正三位参議	金葉	永万元 (67)	三手文庫本・彰考館本「尾張守親隆百首和歌」のみ。	
10	公時		〔従二位参議〕	千載	承久 2 (64)	古筆切（六半冊子本）一葉伝わるのみ。	実
11	教長	6 卷	正三位参議	詞花	治承 4 (72)	完本は江戸末期写本のみ。北野天満宮に巻六の零本（江戸初期写、卷子一軸）あり。	親
12	輔親		従二位	拾遺	長暦 2 (85)	時雨亭文庫に砂子料紙本（院政期写）・承空本あり。	通
13	高遠		正二位	拾遺	長和 2 (65)	時雨亭文庫に真観本あり。伝定家筆の高遠集切も伝わる。	
14	顕季		三位修理大夫	後拾遺	保安 4 (69)	時雨亭文庫に定家監督書写本「六条修理大夫集」あり。	通
15	顕輔		正三位	金葉	久寿 2 (66)	時雨亭文庫に定家奥書本あり。	
16	行宗		従三位	金葉	康治 2 (80)	時雨亭文庫に鎌倉前期写本「源大府卿集完本」、真観本あり。	実
17	重家		従二位	千載	治承 4 (53)	尊経閣、慶應義塾図書館に南北朝期写本あり。もと僚冊。	通
18	頼政		従三位	詞花	治承 4 (77)	伝本頗る多し。	
19	頼輔		従三位	千載	文治 2 (75)	時雨亭文庫に真観本（寿永百首家集）あり。	
20	季経		正三位	千載	承久 3 (91)	時雨亭文庫に真観本（寿永百首家集）あり。他にその転写の御所本のみ。	